

選挙公営・公費負担等について

■ 現状

1. 公費の負担

選挙運動費用の公費負担がなされるものとして、「選挙運動用の自動車の使用」、「通常葉書の作成（公選はがき）」、「ビラの作成」、「選挙事務所の立札・看板の作成」、「選挙運動用自動車等の立札・看板の作成」、「ポスターの作成」、「演説会場の立札・看板の作成」があげられる。

それぞれの事項について、公選法の規定にもとづく国政選挙における公費の負担可能な額を算出し、その最大の額は下記のとおり。

《公費負担の額(最大)(総務省提供資料等より作成)》

	選挙区分	公費負担額(最大)・円
衆議院	小選挙区選挙	3,265,185
	比例代表選挙	0
参議院	選挙区選挙	4,038,956
	比例代表選挙	7,710,178

2. 選挙運動に関する支出金額の制限

公職選挙法第 194 条に規定されている「選挙運動に関する支出金額の制限」は下記のとおり。

《公職選挙法第 194 条における選挙運動に関する支出金額の制限》

選挙名	制限額
衆議院(小選挙区)	名簿登録者数×15円に1910万円を加えた金額
参議院(選挙区)	(定数2人の場合) 名簿登録者数÷定数×13円に2370万円を加えた金額
	(定数4人以上の場合) 名簿登録者数÷定数×20円に2370万円を加えた金額
参議院(比例代表)	5200万円
都道府県知事	名簿登録者数×7円に2420万円を加えた金額
都道府県議会	名簿登録者数÷定数×83円に390万円を加えた金額
指定都市の議会	名簿登録者数÷定数×149円に370万円を加えた金額
指定都市の長	名簿登録者数×7円に1450万円を加えた金額
指定都市以外の市議会	名簿登録者数÷定数×501円に220万円を加えた金額
指定都市以外の市長	名簿登録者数×81円に310万円を加えた金額
町村の議会の議員	名簿登録者数÷定数×1120円に90万円を加えた金額
町村長	名簿登録者数×110円に130万円を加えた金額

第 47 回衆議院議員総選挙（2014 年 12 月）での選挙運動法定費用額の実際の額は、最大の額は北海道 6 区の 27,763,200 円で、最少の額は鳥取 1 区の 22,674,200 円であった。首都圏の 4 都県では下記のとおり。

《第 47 回衆議院議員総選挙（2014 年 12 月）での選挙運動法定費用額（総務省資料より作成）》

区分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	第 5 区
埼玉県	25,641,200	26,068,300	26,089,400	24,518,900	24,482,200
千葉県	25,181,600	25,592,600	24,020,300	25,767,700	25,349,500
東京都	26,498,700	25,673,800	26,380,000	25,634,700	26,344,100
神奈川県	25,384,800	25,457,800	25,395,500	24,012,500	25,855,300
区分	第 6 区	第 7 区	第 8 区	第 9 区	第 10 区
埼玉県	25,556,600	25,397,200	24,402,300	25,181,100	24,007,700
千葉県	24,381,400	25,169,900	25,052,600	25,157,800	24,454,900
東京都	26,178,200	25,898,800	26,088,300	25,897,300	24,447,200
神奈川県	24,701,000	25,614,800	24,904,600	23,709,300	25,715,000
区分	第 11 区	第 12 区	第 13 区	第 14 区	第 15 区
埼玉県	24,462,600	24,686,300	24,548,300	25,472,500	24,787,000
千葉県	24,612,400	24,871,800	24,937,800		
東京都	25,816,400	25,089,100	25,448,900	24,757,800	25,043,700
神奈川県	24,874,000	24,795,300	26,071,900	25,772,900	25,959,000
区分	第 16 区	第 17 区	第 18 区	第 19 区	第 20 区
埼玉県					
千葉県					
東京都	25,947,300	25,743,500	25,414,000	26,171,600	25,170,000
神奈川県	25,600,800	25,490,500	25,390,100		
区分	第 21 区	第 22 区	第 23 区	第 24 区	第 25 区
埼玉県					
千葉県					
東京都	24,868,100	26,111,300	26,104,300	25,946,600	23,894,100
神奈川県					

2016 年実施の参議院選挙では、最大の額は北海道選挙区の 59,827,100 円、最少の額は高知県選挙区の 32,742,400 円であった。首都圏 4 都県は以下のとおり。

《第 24 回参議院議員総選挙（2016 年 7 月）での選挙運動法定費用額（総務省資料より作成）》

○選挙区

都県	金額（円）
埼玉県	59,250,000
千葉県	58,490,500
東京都	59,250,000
神奈川県	59,250,000
○比例代表	52,000,000

3. 政党助成

政党助成法に基づく助成金が一定の条件を満たす政党に対して実施されている。原則として使途要件がないため、選挙運動費用としても活用されている。その概要は諸外国の情報も含めて下記のとおり。

《政党に対する国庫補助制度(国会図書館提供資料をもとに作成)》

	イギリス	ドイツ	フランス	日本
主たる根拠法 (制定年)	政党、選挙及びレファレンダム法 (2000年)	政党に関する法律 (1967年)	政治資金の透明性に関する法律 (1988年)	政党助成法 (1994年)
補助総額	200万ポンド * 総額の意上限が法定されている。 (1ポンド=約144円)	1億5,924万5400ユーロ (2015年予算額) * 総額の上限額が法定されている。 ⇒ 【絶対的上限】 (1ユーロ=約129円)	6,310万722.89ユーロ (2015年予算額) * 毎年予算に総額が計上される。 (1ユーロ=約129円)	320億1,433万3,000円 (2015年予算額) * 基準日の直近の国勢調査による人口確定数に250円を乗じて得た額を基準として予算で定める。
人口1人当たりの補助額	0.03ポンド (=約4.3円) (人口6,207万人(2010年推計))	1.92ユーロ (=約248円) (人口8,302万人(2010年推計))	0.99ユーロ (=約128円) (人口6,323万人(2010年推計))	250円 (人口1億2,806万人(2010年国勢調査))
使途制限 使途報告 監督体制等	○使途は政策立案関連経費に限定 ○徐両資格を有する政党は次年度の政策立案活動の見込みを選挙委員会に申請 ○年度末に政策立案活動及び実際の支出について最終報告書を提出 ○報告書を選挙委員会が審査 ○選挙委員会は報告書を公開 ○適切な会計報告書の提出不履行については刑罰規定あり	○原則使途制限なし ○毎年、会計報告書を連邦議会議長に提出 ○経済監査士又は経済監査協会による報告書の監査 ○連邦議会議長により報告書の審査 ○連保議会議長は連保議会文書として報告書を公開 ○会計報告書に問題がある場合は国庫補助の返還、過料、刑罰規定あり	○原則使途制限なし ○毎年、会計報告書を選挙運動費用取支報告・政治資金全国委員会に提出 ○報告書は資格のある会計監査役による監査が必要 ○全国委員会は報告書を官報で公表 ○会計報告書は全国委員会が審査 ○会計報告義務に違反した場合は翌年の国庫補助受領資格を喪失	○原則使途制限なし ○政党本部の場合、毎年、政党交付金使途等報告書を総務大臣に提出 ○政党本部の場合、報告書は自主監査、公認会計士又は監査法人の監査が必要 ○総務大臣が報告書の要旨を官報で公表 ○双務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、届出書類等に形式上の不備又は記載不十分な場合は説明を求め訂正を命ずることができる ○総務大臣は法に違反した場合交付の停止・交付金の返還を命ずることができる ○違反行為には刑罰規定あり

4. 政治活動(選挙運動)に対する寄附と運用

政治活動(選挙運動)に対する寄附と運用については政治資金規正法で規定されている。個人、企業・団体、政治家個人、政党、政治団体などが行う又は受ける寄附の可否などの規定のほか、政治資金の運用方法として、金融機関への預貯金、国債証券、地方債証券の取得などや株式運用等を行うことは禁止されており、資金管理団体による不動産の取得等の制限などが規定されている。

しかし、政党助成金と同様に選挙運動費用としての制限はない。

* 主要政党関連政治団体への特に企業・団体献金の事例、現状を提示。

5. 諸外国における選挙運動費用の制限

選挙運動費用の制限に関してはイギリスの取り組みを参考としたい。具体には、「支出制限額」、「制限の適用期間」である。

下院議員選挙における政党に対する「支出制限額」については、「3万ポンド（＝約4,320,000円×候補者を擁立した選挙区）」、候補者に対しては「県選挙区：7,150ポンド＋7ペンス×有権者数（約1,029,600円＋（7ペンス×76,000人＝）532,000ペンス×1.44（＝約766,080円）＝約1,795,680円）」、「都市選挙区：7,150ポンド＋5ペンス×有権者数（約1,029,600円＋（5ペンス×76,000人＝）380,000ペンス×1.44（＝約547,200円）＝約1,576,800円）」である。「支出制限額」については、日本を含めて他の国と比較すると少額である。

同じく下院議員選挙における「制限の適用期間」について政党は「総選挙の投票日以前365日間」、候補者については「議会が解散され候補者になった日から投票日まで」とされている。

《選挙運動費用の制限(国会図書館提供資料の一部抜粋)》

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
選挙運動費用の制限	<ul style="list-style-type: none"> 原則として制限なし 大統領選挙において公的助成を受領するものに対するのみ制限あり <p>※2012年大統領選挙における支出限度額（連邦法規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予備選挙の候補者：約4,562万ドル（基本の支出限度額。実際には基本の限度額に20%の支出免除相当分が加わり、5,474万ドル。ただし州ごとの制限あり。） ○政党の候補者指名全国大会：1,825万ドル（2014年に廃止） ○本選挙の候補者：約9,124万ドル（1米ドル＝約111円） 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動費用の支出制限 ※選挙期間前の準備期間についても、候補者の支出制限が設けられている場合あり <p>下院議員選挙の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政党 <p>【支出限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①又は②のいずれか大きい金額 ①：3万ポンド×候補者を擁立した選挙区の数 ②：81万ポンド（イングランド）、12万ポンド（スコットランド）、6万ポンド（ウェールズ） <p>【制限の適用期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総選挙の投票日以前365日間 <ul style="list-style-type: none"> ○候補者 <p>【支出限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県選挙区：7,150ポンド＋7ペンス×有権者数 ・都市選挙区：7,150ポンド＋5ペンス×有権者数 <p>【制限の適用期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会が解散され候補者になった日から投票日まで <p>（1ポンド＝約144円、1ペンス＝1/100ポンド）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動費用の支出制限 <p>下院議員候補者の場合：</p> <p>（38,000ユーロ＋選挙区人口×0.15ユーロ）×1.26</p> <p>（1ユーロ＝約129円）</p>

■ 提案に向けた考え方

1. 政治活動・選挙運動に関する費用、資金に関する流れの全体像を捉える = 抜け道をなくす
2. 選挙運動費用の制限規定を厳格化する = 公平な選挙運動の推進
3. 政党における政策形成を促進する = 政策本位の選挙運動

以上の3つの点を基本として制度の構築を図る。

具体には、

- 政治活動・選挙運動費用の報告・公開の徹底
 - 選挙運動費用の制限規定を厳格化
 - 政党助成金の使途の制限（政策形成にかかる費用に限定）
- などについての制度設計を進める。

● 公費の負担

衆議院・小選挙区選挙

区分	数量	単価	額	内訳	計算の前提
選挙運動用の自動車の使用	1台、運転手1名	一般運送契約 64,500円	774,000	64,500円×12日	12日間使用
		一般運送契約以外の場合	430,320		
		自動車借入(個別契約)/1日あたり 15,800円	189,600	15,800円×12日	12日間使用
		燃料/1日あたり 7,560円	90,720	7,560円×12日	12日間使用
		運転手/1日あたり 12,500円	150,000	12,500円×12日	12日間雇用
通常葉書の作成(公選はがき)	35,000枚	7円71銭	269,850	7円71銭×35,000枚	35,000枚作成
ピラの作成	70,000枚	50,000枚以下 7円51銭	375,500	7円51銭×50,000枚	50,000枚作成
		6円80銭(50,000枚超 {375,500円+5円02銭×(作成枚数-50,000枚)} / 作成枚数)	476,000	6円80銭×70,000枚	70,000枚作成
選挙事務所の立札・看板の作成	事務所ごとにポスター、立札、看板を通じて3	54,914円	164,742	164,742円×3	3枚作成
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成	候補者を通じて4	51,992円	207,968	51,992円×4	4枚作成
ポスターの作成	当該選挙区の掲示場の数に2を乗じて得た数	1,147円(ポスター掲示場数500以下: {310,500円+525円06銭×掲示場数} / 掲示場数)	1,147,000	1,147円×500力所×2	ポスター掲示場数500箇所、ポスター作成数1,000枚
		587円(ポスター掲示場数500超: {573,030円+27円50銭×(掲示場数-500)} / 掲示場数)	1,174,000	587円×1,000力所×2	ポスター掲示場数1,000箇所、ポスター作成数2,000枚
演説会場の立札・看板の作成	候補者を通じて5	39,725円	198,625	39,725円×5	
計			3,265,185		

参議院・選挙区選挙

区分	数量	単価	額	内訳	計算の前提
選挙運動用の自動車の使用	1台(合区の場合、2台) 運転手1名(合区の場合、2名)	一般運送契約の場合: 64,500円	1,096,500	64,500円×17日	17日間、1台使用
		一般運送契約以外の場合	609,620		
		15,800円 自動車借入(個別契約)/1日あたり	268,600	15,800円×17日	17日間、1台使用
		7,560円 燃料/1日あたり	128,520	7,560円×17日	17日間、1台使用
		12,500円 運転手/1日あたり	212,500	12,500円×17日	17日間、1台使用
通常葉書の作成(公選はがき)	小選挙区数1: 35,000枚	35,000枚以下 7円71銭	269,850	7円71銭×35,000枚	35,000枚作成
	当該選挙区の区域内の(衆)小選挙区数が1を超える場合1を増すごとに35,000枚に2,500枚を加算	7円64銭(35,000枚超 {269,850円+6円66銭×(作成枚数-35,000枚)} / 作成枚数)	286,500	7円64銭×37,500枚	小選挙区の選挙区数が2の場合で、37,500枚作成
ピラの作成	当該選挙区の区域内の(衆)小選挙区数が1: 100,000枚	50,000枚以下 7円51銭	375,500	7円51銭×50,000枚	50,000枚作成
	当該選挙区の区域内の(衆)小選挙区数が1を超える場合1を増すごとに100,000に15,000を加算	6円11銭{375,500円+5円02銭×(作成枚数-50,000枚)} / 作成枚数	702,650	6円11銭×115,000枚	小選挙区の選挙区数が2の場合で、115,000枚作成
	(2種類以内、上限30万枚)				
選挙事務所の立札・看板の作成	事務所ごとにポスター、立札、看板を通じて3	54,914円	164,742	54,914円×3	3枚作成
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成	候補者を通じて4	51,992円	207,968	51,992円×4	4枚作成
	(合区の場合8)		415,939	(51,992円×8)	8枚作成
ポスターの作成	当該選挙区の掲示場の数に2を乗じて得た数	ポスター掲示場数500以下: {310,500円+525円06銭×掲示場数} / 掲示場数	1,147,000	1,147円×1,000枚	ポスター掲示場数500箇所、ポスター作成数1,000枚
		ポスター掲示場数500超: {573,030円+27円50銭×(掲示場数-500)} / 掲示場数	1,174,000	587円×2,000枚	ポスター掲示場数1,000箇所、ポスター作成数2,000枚
演説会場の立札・看板の作成	候補者を通じて5	39,725円	198,625	39,725円×5	
計			4,038,956		

参議院・比例代表選挙

区分	数量	単価	額	内訳	計算の前提
選挙運動用の自動車の使用	2台	一般運送契約 64,500円	2,193,000	64,500円×17日×2台	17日間、2台使用
		一般運送契約以外の場合			
		15,800円 自動車借入(個別契約)/1日あたり	537,200	15,800円×17日×2台	17日間、2台使用
		7,560円 燃料/1日あたり	257,040	7,560円×17日×2台	17日間、2台使用
		12,500円 運転手/1日あたり	425,000	12,500円×17日×2人	17日間、2名雇用
通常葉書の作成(公選はがき)	150,000枚	35,000枚以下 7円71銭	269,850	7円71銭×35,000枚	35,000枚作成
		6円91銭 35,000枚超 (〔269,850円+6円66銭×(作成枚数-35,000枚)〕/作成枚数)	1,036,500	6円91銭×150,000枚	150,000枚作成
ビラの作成	250,000枚	50,000枚以下 7円51銭	375,500	7円51銭×50,000枚	50,000枚作成
		5円52銭 (〔375,500円+5円02銭×(作成枚数-50,000枚)〕/作成枚数)	1,380,000	5円52銭×250,000枚	250,000枚作成
選挙事務所の立札・看板の作成	3	54,914円	164,742	54,914円×3	3枚作成
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成	8	51,992円	415,936	51,992円×8	8枚作成
ポスターの作成	70,000枚	36円	2,520,000	36円×70,000枚	70,000枚作成
演説会場の立札・看板の作成	—	—	—	—	—
計			7,710,178		

選挙公営廃止します「無駄遣い」批判で…岐阜・山県市

岐阜県山県（やまがた）市議会は2日、候補者の選挙運動費用の一部を負担する「選挙公営」を定めた市条例の廃止を可決した。

選挙公営は、候補者のポスター代や選挙カーの燃料費など選挙運動費用の一部を自治体が負担する制度。市民らからの「無駄遣い」との批判から、議員が提案した。4月の市長選から適用する。廃止は異例で、総務省は「全国的にも聞いたことがない」としている。

山県市は2003年の合併時に制度を導入し、ポスターの場合、1枚当たり2747円を上限に市が負担。04年4月の同市議選では、ポスター1枚1000円程度の候補者がいる一方、上限に近い1枚2600～2700円を請求した候補者もいた。一部市議らが同条例廃止を求めた直接請求の手続きを進め、先月16日、市選挙管理委員会に976人の署名簿を提出した。市議選の場合、約1000万円の経費削減になるという。

選挙制度に詳しい三重中京大の阪上順夫客員教授（政治学）は「財政難に陥っている地方自治体が多いので、今後、選挙公営の廃止が全国に広がる可能性がある。しかし、『平等で金のかからない選挙』のための選挙公営廃止で、資金力のある候補者が選挙で有利になる危険性がある」と指摘している。

（2007年3月2日23時25分 読売新聞）

● 公職選挙第 194 条関係

公職選挙法

(選挙運動に関する支出金額の制限)

第百九十四条 選挙運動（専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人（第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。）で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。）に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては次の各号の区分による数を当該各号の区分に応じ政令で定める金額に乗じて得た額と当該各号の区分に応じ政令で定める額とを合算した額を超えることができない。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙

その選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数

二 参議院（選挙区選出）議員の選挙

通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつてその選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

三 地方公共団体の議会の議員の選挙

当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつてその選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

四 地方公共団体の長の選挙

その選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数

2 前項の場合において百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。

(選挙の一部無効及び選挙の期日等の延期の場合の選挙運動に関する支出金額の制限)

第百九十五条 選挙の一部無効による再選挙、第五十七条第一項の規定による投票の延期並びに第八十六条の四第七項及び第二百二十六条第二項（これらの規定及び第八十六条の四第六項の規定について第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。）の規定による選挙期日の延期の場合における選挙運動（専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人（第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。）で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。）に関する支出の金額は、前条の規定にかかわらず、公職の候補者一人につき、政令で定めるところによる額を超えることができない。

(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)

第百九十六条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた後、直ちに、前二条の規定による額を告示しなければならない。

(選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲)

第百九十七条 次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなす。

- 一 立候補準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となつた者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
 - 二 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた後公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
 - 三 公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
 - 四 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
 - 五 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
 - 六 候補者届出政党が行う選挙運動（専ら衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の選挙において行うものを除く。）又は参議院名簿届出政党等が行う選挙運動（専ら参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において行うものを除く。）のために要した支出
 - 七 第二百一条の四又は第十四章の三の規定により政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出
- 2 第四百一条の規定による自動車及び船舶を使用するために要した支出も、また前項と同様とする。

（選挙費用の法定額違反）

第二百四十七条 出納責任者が、第九十六条の規定により告示された額を超えて選挙運動（専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人（第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。）で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。）に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

（懲役又は禁錮及び罰金の併科、重過失の処罰）

第二百五十条 第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条及び第二百四十九条の二（第三項及び第四項を除く。）の罪を犯した者には、情状により、懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

2 重大な過失により、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条及び第二百四十九条の二第一項から第四項までの罪を犯した者も、処罰するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

公職選挙法施行令

（選挙運動に関する支出金額の制限額）

第一二七条 参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める額は、五千二百万円とし、その他の選挙に係る同項に規定する政令で定める金額（以下この条において「人数割額」という。）及び同項に規定する政令で定める額（以下この条において「固定額」という。）は、次の表の上欄に掲げる選挙の種類に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に定めるところによる。ただし、別表第五の上欄に掲げる選挙区又は選挙が行われる区域に係る固定額については、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

● 2016年参議院選挙

○選挙区

(28.6.21現在)

(単位：円)

都道府県	金額
北海道	59,827,100
青森県	38,563,200
岩手県	37,922,100
宮城県	49,084,400
秋田県	35,411,400
山形県	36,113,200
福島県	45,050,200
茨城県	48,365,100
栃木県	45,257,000
群馬県	45,217,400
埼玉県	59,250,000
千葉県	58,490,500
東京都	59,250,000
神奈川県	59,250,000
新潟県	49,212,600
富山県	35,488,500
石川県	36,224,500
福井県	32,267,200
山梨県	32,910,800
長野県	46,778,000
岐阜県	45,849,700
静岡県	54,892,200
愛知県	54,159,000
三重県	43,498,800

都道府県	金額
滋賀県	38,674,500
京都府	45,070,700
大阪府	59,250,000
兵庫県	54,661,700
奈良県	38,854,400
和歌山県	34,625,600
鳥取県	37,634,400
島根県	44,541,800
岡山県	47,378,000
広島県	39,230,400
山口県	40,379,400
徳島県	34,569,200
香川県	39,201,300
愛媛県	51,971,400
高知県	32,742,400
福岡県	38,939,000
佐賀県	43,266,300
長崎県	36,600,700
熊本県	35,898,100
大分県	41,864,500
宮崎県	38,676,000
鹿児島県	41,889,800
沖縄県	38,085,000
○比例代表	52,000,000

昭和五十八年の衆議院選挙の際は、私の選挙区、岡山一区でさえも「二当一落」という言葉がささやかれた。千葉県など与党同士がしのぎをけずった千葉県のある選挙区では、「五当四落」だったという。選挙に五億円かければ当選、四億なら落選。驚くべき金権選挙だ。

だが、公職選挙法で定められる法定選挙費用（最高額）は、はるかに少ない額だ。たとえば五十八年の衆議院選挙の場合、

公示の日におけるその選挙区内の
選挙人名簿登録者数

法定制限額＝人数割額(28円)×—————+固定額(1070万)

その選挙区内の議員定数

という方法で計算され、ちなみに私の岡山一区の場合は1447万4000円だった（最高は千葉四区の約2084万円、最低は兵庫五区の約1300万円）。

これらの数字と「二当一落」とのはなはだしい落差が、有権者の政治不信を生む一つの原因になっている。保守系候補なら、会議費と郵送費だけで1500万円ぐらいはかかってしまうだろう。そのくらいのことは、その道のプロでなくても容易に想像がつく。

ところが、この法定選挙費用は、実は奇妙なことだが守られていることになっている。「何をバカな……」と怒られそうだが、理屈のうえでは本当の話なのである。各陣営ともこの限度内で選挙戦を戦ったことにしようと全力をつくしている。なぜなら、法定選挙費用をオーバーすると、その候補者の当選は無効になるから——。

たとえば、法定選挙費用は「選挙運動のための支出」に限られるから、選挙運動外の支出は選挙費用でない。別の言い方をすれば、法定選挙費用の範囲に入るものだけを選挙費用と計算し、その他は選挙費用でないとしてしまうのだ。「ナニ？」と思われる方は、もう一度ユックリ読んで欲しい。限りない支出のうち、法定選挙費用と認められるものだけを選挙費用とし、その他は選挙費用とは別の支出とする。いかにも「口舌の徒」にふさわしい理屈だ。

事前の、とりわけ候補者自身ではなくその政治団体が、日常的政治活動として支出した金が、金権選挙の土壌を作る。

前項で述べた慶弔費の他、各種会費、広告費、寄付金等、名目は異なるが企業でいうなら交際費に当たる支出が問題だ。これらは、選挙費用とは別に、政治資金規正法による報告の対象となるが、その真偽をチェックする仕組みはどこにもない。政治資金の収支報告書は、形式的につじつまが合っていれば事務的に受理される仕組みになっている。

「なんとルーズな！」というお叱りも当然だ。原稿を書いたりして得た、わずかなアルバイト収入を申告し忘れて、給与外所得があるじやないかと税務署に呼び出されたサラリーマンの話などを聞くと、「非課税の特典」を与えられた政治資金の収入源と用途を、もっと具体的かつ詳細に報告するのが、国会議員の義務だと思う。